

観光等設備貸付のご案内

県内の観光事業等を営む方の設備投資を支援します

1 融資対象者

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者等で、次の(3)から(5)のいずれかに該当する方、及び(1)に該当する中小企業者等で(6)に該当する方

- (1) 県内で事業を営む方
- (2) 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする方
- (3) 旅館業法に基づく許可を受けて、観光客を対象とする事業（季節営業を含む。）を営む方
- (4) 観光客を対象とする観光事業（ドライブイン、レストハウス、駐車場、休養施設等）を営む方
- (5) レクリエーション施設（スポーツ施設、教養・文化施設等）の整備を行う方
- (6) 喫煙室の設置など、区域分煙措置等を行おうとする方

2 融資条件

融資限度額	1企業7,000万円、1組合1億4,000万円
融資利率	年1.10%（固定利率）
融資期間	企業7年以内、組合10年以内（ともに据置1年以内）
資金使途	設備資金及びこれに伴う運転資金 ただし、(2)の場合は、設備資金のみ
担保・保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信用保証	原則として保証を付ける 保証料軽減措置（基準料率から2割軽減）を受けることができます。

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。